

# II 様々な人権問題

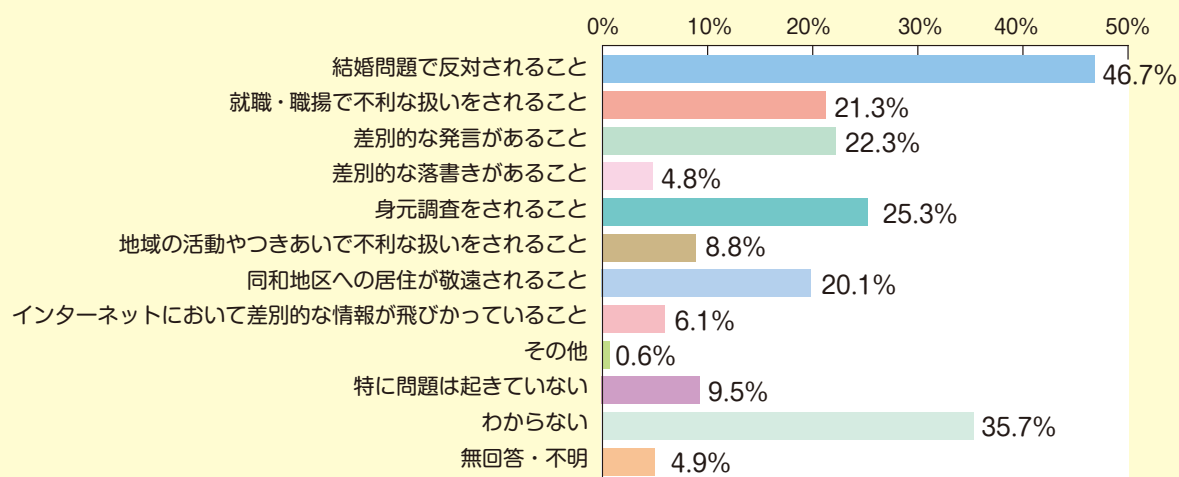
すべての人間は、生まれながらにして、自由・平等であり、人間らしく生きる権利を持っています。このことは、誰も侵すことができない永久の権利として憲法に定められています。では、本当に、わたしたちの社会は、このような権利が十分に尊重されているといえるでしょうか。わたしたちの身近な生活の中で、人権が不当に侵されている事実はたくさんあるのです。

## 同和問題

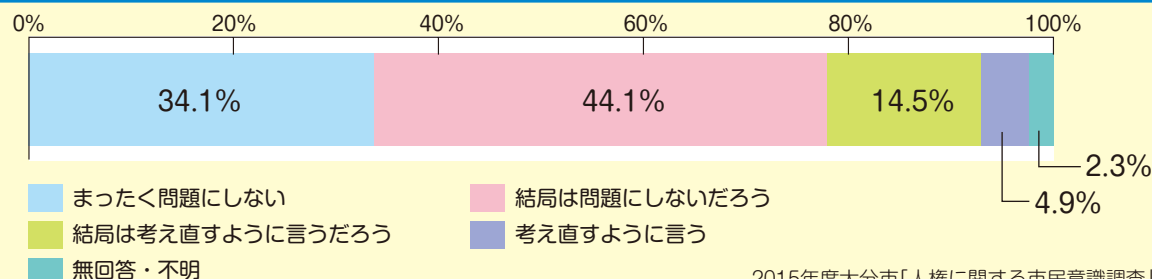
「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」  
1965（昭和40）年「同和对策審議会答申」から

### 依然としてある差別

同和問題に関して、現在、どのような問題が起きていると思いますか（複数回答）



仮に、あなたのお子さんが、恋愛をし、結婚をしたいといっている相手が同和地区出身者だとわかった場合、あなたはどんな態度をとると思いますか



2015年度大分市「人権に関する市民意識調査」から

「人権に関する市民意識調査」によると、同和問題に関して「特に問題は起きていない」と思っている人は9.5%で、約半数の人は同和地区出身者に対して、何らかの差別があることを認識しています。

さらに、自分の子どもと同和地区出身者の結婚について、「まったく問題にしない」とする人は、34.1%にすぎず、同和問題の根深さがうかがえます。

## 同和問題の現状

### 結婚差別

結婚をする際に家柄にこだわる慣習があります。そのような意識が強い場合、同和地区出身者と結婚すると血縁関係が生ずるため、家族や親戚が結婚を反対することがあります。同和地区出身者と分かると結婚を許さなかったり、無理矢理、結婚当事者同士を引き離したりすることも行われてきました。そのため、仮に結婚できたとしても、それは親族の祝福がない駆け落ち同然のことも多くありました。また、結婚差別を受け、自ら命を絶つという悲しい事件も起きました。探偵社や興信所に身元調査等を依頼し、同和地区出身者であるかどうかを確認するという差別的な行為も行われていたのです。

### 就職差別

採用に際して本籍を調べる慣習は、身元を確認するために明治時代の頃からあったといわれています。しかし、調査結果には偏見や風評が入りやすく、真実がゆがめられることがありました。同和地区に対する偏見が社会の中に根強く残っていたため、同和地区出身であるという理不尽な理由だけで不採用とする差別選考が行われ、青年たちの夢を奪ってしまう事件が起こっていたのです。

戦後、人権を尊重することの大切さが社会に浸透し、そのような差別選考の問題が指摘されるようになったのですが、人々の中にある差別意識が解消されていなかったため、ひそかに探偵社や興信所に身元調査を依頼する企業が後を絶たなかったのです。

### 部落地名総鑑事件

戸籍法一部改正1976（昭和51）年により身元調査が困難になると予想した業者が全国各地の被差別部落の地名、所在地、戸数等を記載した書籍をひそかに販売。220社もの企業が購入していたことが1975（昭和50）年12月の人権週間のさなかに発覚した。

このような差別的な身元調査が行われる中、探偵社や興信所には同和地区の情報が集まり、「部落地名総鑑」という差別凶書が生み出されました。作成販売者の証言によると、結婚や採用で同和地区出身かどうかを調査することが多かった経験から、「部落地名総鑑」を出せば売れると考えたことが動機だったようです。企業自体が同和地区に対する差別体質を持っていたために、採用で同和地区出身者を排除するのに使っていました。また個人の場合は結婚相手の身元を調べるのが動機でした。このことが大きな事件として取り上げられ、部落地名総鑑は全て回収されました。その後、差別は減ってきたとはいえ、依然として身元調査等が行われています。

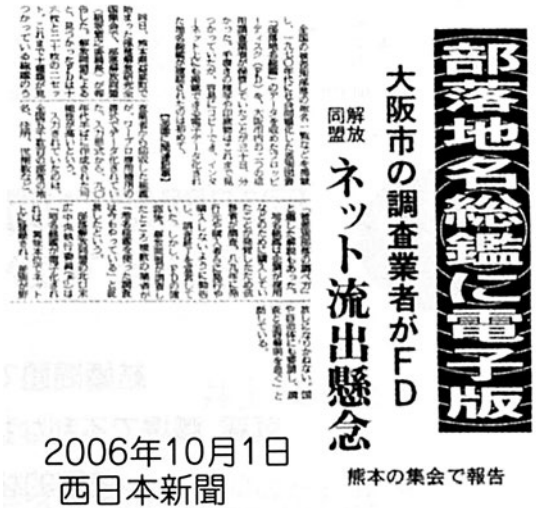
### ～結婚をめぐる～

2008（平成20）年9月、近畿地方のある県で、男性の結婚をめぐる、親族と名乗る女性が、相手の女性の身元調査を、電話で市役所に問い合わせるといふ差別事件が発生しました。電話は一方的で、地名を告げ「同和地区かどうか教えてほしい」と言ってきました。理由を聞くと「結婚を考えているので出身地を知りたい、どこで聞けば教えてもらえるのか」と述べ、「どこでも、そういったことはお教えできません」と答えると、「教えてくれないなら、早く言ってくれればいいのに」と言って電話は切れたそうです。

## 情報化社会の中で

2006(平成18)年10月、部落地名総鑑の電子版が見つかったと新聞で報道されました。全国の被差別部落に地名、住所、世帯数などのデータを収めたフロッピーディスクを、大阪市内の二つの信用調査業者が保管していたとのことです。

このことは、身元調査などが今現在も行われていることを物語っていると同時に、大量の差別情報がインターネットによって瞬時にばらまかれる可能性も含んでおり、深刻な問題であると言えます。



### 土地差別 - 同和地区かどうか -

- 2002(平成14)年4月、西日本のある建設会社社員が、同和地区を市役所に問い合わせる
- 2004(平成16)年5月、大手企業社員が顧客の引越し先が同和地区であることを告げる
- 2007(平成19)年7月、大阪市内の調査会社が、マンションなどの建設予定地周辺の立地条件を調査する際に部落の所在地などを詳細に調べ依頼主に報告していたことが判明する
- 2011(平成23)年2月、東京都内の不動産会社の社員が、顧客からの依頼を受け、同和地区を区役所に問い合わせる

戸籍をめぐる問題と重なるものとして、近年発覚している「土地差別調査事件」があります。「土地差別調査」とは、不動産の取引や購入、賃貸などにあたって、その物件と同和地区との関係をたずねたり、調べたり、教えたりすることです。2007年には、調査会社が、同和地区の所在地などの情報を報告書としてまとめ、依頼主に提出していたという事件が発覚しました。

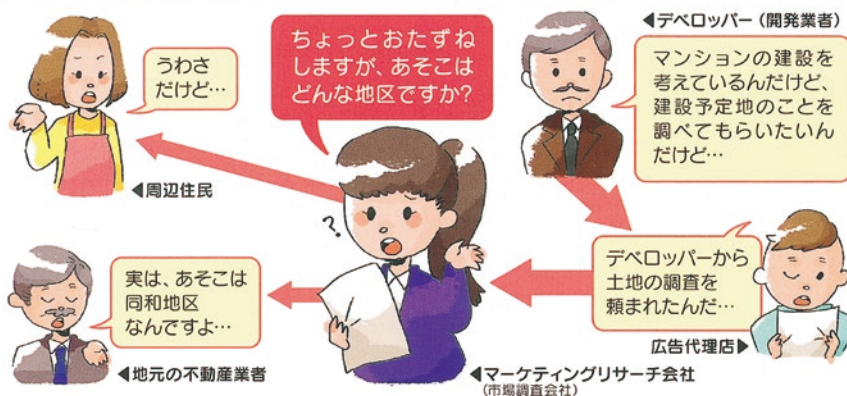
事件を起こした調査会社、広告代理店、デベロッパー(開発業者)はもちろんのこと、それを

を求める市民の姿が見えてきます。人々のなかに根強くある忌避意識の存在は、同和地区の土地に対する差別が今日なお厳しく残されている現実を浮かび上がらせています。

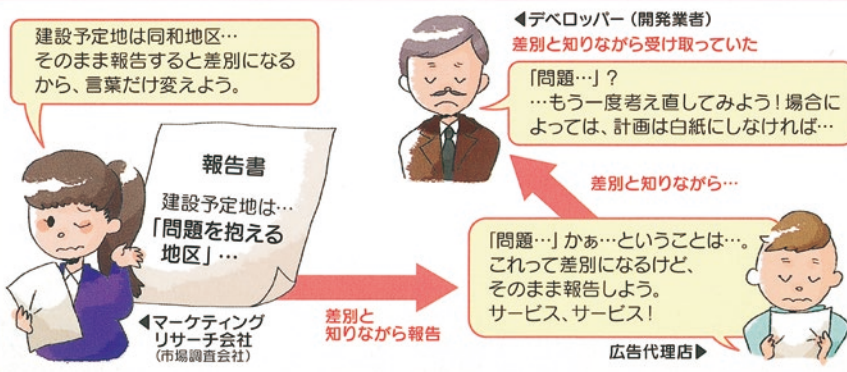
結婚差別、就職差別、土地差別に共通するのは、「自分が同和地区出身者と見なされたくない」という心の奥底にある意識です。

このような「避ける意識」は、差別が現実にあるということが前提となります。差別があるということは、差別に苦しんでいる人がいるということを忘れてはいけないのではないのでしょうか。

### 土地差別調査の実態①「調査依頼」



### 土地差別調査の実態②「調査報告」



### 差別された人々

中世（鎌倉時代～室町時代）になると、「ケガレ」が生じたら、それを「キヨメ」（清め）ることが必要という考え方が広がり、「キヨメ」にたずさわる人々があらわれるようになりまし。彼らは寺社に仕えて、「葬送」「死牛馬の処理」「行刑」「造園」「掃除」などの役目をはたしましたが、これらは、いずれも「キヨメ」であり、このようなことは社会生活を送るうえで、どれも大切な役目であったことはいまでもありません。ところが当時の人々は、このような「キヨメ」にたずさわる人々を特別視して、差別するようになったのです。

そのような中世の被差別民の代表が「河原者」と呼ばれた人々です。記録では、平安時代の中頃に登場しますが、その呼び名は河川の近くに住んだことによると言われています。中世においては、無税の地であった河原には、ききんなどにより生活の糧を失った人々が移り住み生業を営んでいたのです。ちなみに、いつも洪水などの自然災害に見舞われる河原などは、人智・人力の及ばない神の手にゆだねられた神聖な場所という観念があったと説く学説もあります。

### 古代からあった「ケガレ」の意識

「ケガレ」というのは、特定の人や物、場所などをけがれているとして、嫌い避けようとする観念で、古代から世界の各地で見られました。日本では3世紀前後、邪馬台国のあるころ「水浴」をして死の「ケガレ」を祓う風習があったことが「魏志倭人伝」によって伝えられています。平安時代には、「人や特定の動物（牛、馬、羊、犬、豚、鶏）が死んだ際や出産の時などに一定の「ケガレ」が生じ、また、けがれたものや人に直接触れたりすると、それが伝染する（927年「延喜式」）と考えられていました。さらに、謀反を起こしたり神社や神物を汚損したりして「ケガレ」が生じるとされ、「ケガレ」に触れた人は、ある一定の期間、神社に参ったり神事に参加したりすることは慎まなければならないとされました。

### 日本文化の創始者

能や日本庭園は、日本文化を代表する伝統文化です。能楽といえば世阿弥の名が浮かびますし、その父でもある観阿弥もまた有名です。この親子は、南北朝から室町時代にかけ活躍し、能楽を不動の地位に築き上げました。とくに世阿弥は50余曲の作品を残し、その多くは今でも演じられ中世人の情感を伝えてくれています。また、「山を築き、水を引く」技術においては比喩のなしと賞賛された善阿弥は、庭園作りの名手でした。これらの人々は、河原者の出身ですが、文化創造の「特別の能力」を持った人として畏怖の念で見られ、将軍などから保護を受けて活躍しました。

中世の末、戦国時代になると武具や馬具の需要がことのほか多くなりました。戦乱の世の必需品だからです。これに使う皮革の需要と技術も大いに高まりました。これに応えたのが、皮なめしや革製品づくりの技術に長じていた人々です。「かわた」と呼ばれた革産業にたずさわった人々は、戦国大名の求めに応じながら、その職能を高めていきました。

### ～伝統文化の創造～

銀閣や龍安寺の庭園のような、石や立ち木をたくみに配置した庭園がつけられました。これに力を発揮したのは河原者とよばれていた人々でした。能楽や庭園など、この時代の芸能、建築に優れた才能や技術を発揮したのは、このころ身分的に差別をされていた人々でした。



龍安寺 庭園

### 身分による厳しい差別

太閤検地や刀狩などによって定まった身分は、江戸時代になってさらに強まりました。身分は、武士と百姓・町人に大きく分かれ、これらの身分とは別に、えた身分、ひにん身分などがありました。

えた身分は、農業に従事して年貢を納めるとともに、死んだ牛馬の解体や皮革業、雪駄生産、芸能なども行っていました。そして役目として犯罪者の捕縛や牢番などの役人の下働きを務めました。ひにん身分も、役人の下働きを務め、芸能などで生活しました。これらの身分の人々は、他の身分から厳しく差別され、村の祭礼へ参加することができませんでした。

さらに、差別された人々には、「ケガレ」意識を生み出し忌み嫌われるような役目（死んだ牛馬の処理をして革を納めることや火

葬、埋葬など）も課せられていたため、差別意識は一層強められたのでした。

また、幕府や藩により、住む場所や職業も制限され、服装をはじめ、様々な束縛を受けました。これらのことは、えた身分、ひにん身分とされた人々への差別意識を強める働きをしました。これは、それぞれの身分のあるべき姿を強め、社会全体の秩序を引き締めるためでした。この結果、百姓身分の人々が優越感をいだき、幕府や藩への不満をそらすことにもなりました。また、差別された人々の中にも差別をつくっていきました。ひにん身分は、えた身分より低い位置とされていましたが、「足抜き」と言って、元の身分に戻ることができる余地を残したのです。これは、差別されていた人々を互いに差別させるという巧妙な政策でした。

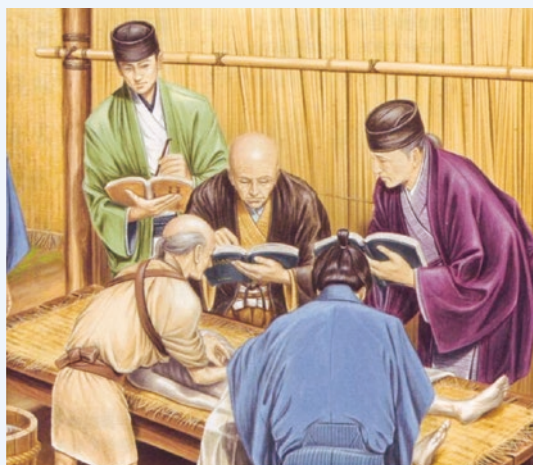
### 社会や文化への貢献

差別が強まる一方で、差別された人々は、農業を営みながら暮らしに必要な生活用具を専門につくったり、伝統的な芸能を伝えたりするなど、日本の社会や文化を支える一役を担い、なくてはならない存在でした。

#### ～医学の発展を支えた人々～

小浜藩（福井県）の医者杉田玄白や中津藩（大分県）の医者前野良沢らは、実際の解剖に立ち会い、オランダ語で書かれた人体解剖書の正確さにおどろき、苦心して翻訳し、「解体新書」と名づけました。

また、このとき実際に解剖をしながら説明を行ったのは、当時、百姓や町人とは別に厳しく差別された人々の一人でした。かれらの持つ技術や知識が、医学の発展を支えたのでした。



解剖の様子（想像図）

## 差別の強化

江戸時代の中頃になると、商品経済の発展とともに身分をこえて人々が交流するようになり、武士を中心とした支配の仕組みがだんだんと揺らぐようになってきました。

農村では、豊かな民が土地を買い集めて大地主化する一方、都市には、故郷の村を去った貧しい人々が流入し、人々の間に貧富の差が広がり、新しい社会問題が起こりました。その上、洪水や干ばつなどの天災に見舞われ、農村の生活はたいへん厳しくなってきました。幕府や藩は、このような社会の変化に対して村人の離村を制限したり、生活を切り

詰めさせたりしました。さらに、幕府財政のたてなおしのために年貢率を高め、取り立てを厳しくしたため、人々ははだいに不満をつのらせ、各地で百姓一揆が目立つようになってきました。

そこで幕府は、支配体制の引きしめをはかるため被差別部落の人々に対する差別を強化する「達」を出しました。諸藩では、家のまわりを竹垣で囲ませる、胸に毛皮の目印をつけさせる、渋染の着物をまとわせる、外から家の中が見えるように長窓を開けさせるなど、いろいろな制限を加えました。府内藩でも同じような「達」が出されました。

### 風俗制限の「達」

部落の者は、近頃身分を忘れ平人と問題を起こすことがあるので、次のようなことを申し渡す。

近頃、身分を忘れ心得ちがいの者が多い……。これまでは、格別の配慮をしてきたが、これからは、平人に紛れないよう男女とも羽織はもちろん、しまの紋付き衣類などは身につけることのないようにしなさい。

とは言ってもすぐにはできないと思われるので当分の間、今までの衣類のえりに白の半えりをしなさい。今後無紋など決められた衣類ができあがったら申し出て着用するようにしなさい。

1845（引化2）年「府内藩記録」

しかし、圧政に苦しめられた人々は、差別に屈せず、団結して各地で大名に抵抗しました。県内の杵築藩では、1805年、支配体制を強化するため、被差別部落の人々であることが一目でわかるように水色の襟かけを強制しようとしていました。これに対して、被差別部落の約半数200名は隣の島原領（豊後高田）に逃散しました。その後、杵築藩は2ヶ月程で「達」を事実上引っ込め、被差別民衆の勝利で一揆は終結しました。（浅黄半襟拒否一揆）

また、1856年、岡山藩でも、「これまで所持している粗末な木綿の着物ならばらく着用してよい。持っているものでも、紋付きはいけない。藍染・渋染の外は決して新調（購入）してはならない」と被差別部落の人々に命じたため、服装などにまで加えられた制約に対して、数千の人々が立ち上がり、大きな犠牲を払いながら、無紋の藍染・渋染を着用させる差別政策を撤回させました。（渋染一揆）

### ～豊かだった被差別部落～

江戸時代の後半、日本の人口は横ばいになります。新田開発も限界となり、人口の増加に必要な食料が不足したことが一番の原因と考えられています。そのような中、多くの被差別部落では人口が増加しているのです。これは、厳しい差別のなかにあっても助け合いながら生活を高めていき、人口増加を支えるだけの食料つまり経済力を持っていたといえるのです。

## 解放令

明治時代になり、新政府は、新しい世の中をつくるため、様々な布告を出しています。

1871（明治4）年8月、「えた・ひにん等の称を廃し、身分・職業とも平民同様たるべきこと」という、いわゆる「解放令」が出されました。被差別部落の人々は、「解放令」によって平民とされ、法律の上では平等になりました。しかし、政府は、被差別部落の人々には、差別をなくすための積極的な施策をとりませんでした。

1872（明治5）年に新しくつくられた戸籍（壬申戸籍）には、「華族」「士族」「平民」の他に一切の差別的な呼び方など記入してはならないという政府の方針が出されましたが、「新平民」などと付記されるようなこともありました。

職業の面でも、これまで高い技術で保ってきた伝統的な皮革の仕事などが、工業化の進む中で大企業などに次々と奪われました。また、近代的な警察の整備で警備等の仕事からも追われ、生活は一層苦しくなっていました。

明治の中ごろになると、近代工業が発達して、市場を海外にまで求めるようになりました。資源に乏しい我が国では、安い賃金で価格をおさえ国際競争に勝たねばなりません。こうした状況のもと、それまで被差別部落の人々が担っていた産業は、進出してきた大企業等に奪われてしまいました。これまでの生業などを奪われた被差別部落の人々の生活は、社会に残っていた差別意識により社会進出が阻まれてしまったため、苦しくなっていました。このような中で、生活改善運動が高まり、団結することで差別撤廃をめざす運動へと発展していきました。

## ～別府的ヶ浜事件～

この頃、大分県で厳しい差別事件が起きました。それは、別府的ヶ浜の松林に住んでいた貧しい人々の住居が、来県する皇族の別府訪問にあたり、見苦しいとの理由から1922（大正11）年、当時の警察官らによって焼き払われるという事件でした。この事件を重く見た全国水平社は、各地で事件について語り、水平社設立をうながしました。

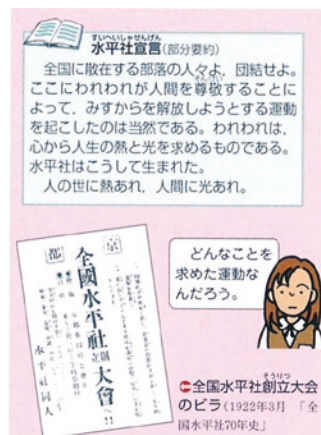
## 「人の世に熱あれ、人間に光あれ」

### —水平社宣言から90余年—

大正時代になり、人々の「人権」への目ざめが、労働争議、小作争議、普通選挙要求運動、婦人運動、民主主義を求める大正デモクラシーへと発展していきました。

このような中で、差別からの解放を願う被差別部落の人々は、自らの手で人間としての平等を勝ち取り、差別からの解放をめざす運動（部落解放運動）を進めました。

1922（大正11）年、京都で「全国水平社」が結成され、運動は全国に広がっていきました。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と結ぶ水平社宣言は、我が国最初の人権宣言とも言われ、人々の血をわきたたせ、人々を差別からの解放に大きく立ち上がらせたのです。水平社運動は、大人だけの運動でなく、子どもも多数参加し、全国各地に広がりました。大分県では、1924（大正13）年、別府市において、大分県水平社の創立大会が開催されました。しかし、昭和の初め頃から、軍国主義が次第に国内を支配していき、人間の権利や自由よりも戦争への協力を強いられるようになっていったのです。水平社運動も厳しい弾圧を受け、運動は事実上とだえるという事態になりました。



## 戦後の部落解放運動

戦後、日本は、民主国家をめざしてきました。解放運動はいち早く復活し、終戦の翌年には、全国水平社の伝統を受けついで部落解放全国委員会が結成され、戦後の被差別部落の悲惨な生活を改善するため、部落産業の復活や農地の獲得などをめざす運動を展開しました。

そのような中、1951（昭和26）年、京都市でオールロマンス事件（京都市保健所の一職員が雑誌「オールロマンス」に被差別部落の実態をきわめて差別的に描いた小説を発表したという差別事件）が起きました。事件後、部落差別と闘う人々と京都市との話し合いが行われましたが、側溝や道路などの工事が放置されているところ、水道を引いていないところ、長期欠席児童の多い地域など様々な問題の重なったところが被差別部落だったのです。

この事件を契機に、人々が生活水準の低い暮らししかできない状態に置かれてきたことが差別であり、それをそのままにしてきたこれまでの政治にも問題があることが明らかになったのです。その後、日本の民主化を進めるすべての人々が手をつなぐことにより、被差別部落が解放されるという考え方が芽生え、連帯の意識が全国的に広がっていきました。その結果、1961（昭和36）年に、内閣は、同和対策審議会を設置し、同和問題を解決するために本腰を入れ始めました。

## 同和問題の解決は、国の責務であり、国民的課題である

その後、同和対策審議会の答申が1965（昭和40）年に出されました。「同和対策審議会答申」の理念を法律の中で具現化したものが1969（昭和44）年にできた「同和対策事業特別措置法」です。

「解放令」が身分制度を廃止するといううたい文句にとどまったのに対し、この法律は差別をなくしていく具体的な施策を打ち出しています。

同和対策審議会答申が出されて、50年が経過しました。差別は解消に向かいつつあると見る人もいる中、「人権に関する市民意識調査」からは、まだ差別が残っていることが

わかります。新しい形態の人権問題も出現してきていることから、わたしたちは、過去の歴史に学び差別をなくす取組を続けていくことが大切です。

### 同和対策審議会答申（前文）

- 同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。
- この問題をこのまま放置しておくことは断じて許されない。早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。
- 政府はこの答申を尊重し、有効な施策を実施して、この社会問題を解決し、あるべからざる差別の長い歴史の終止符が一日も早くうたれるよう万全の処置をすべきである。

### 「同和対策事業特別措置法」より

- すべての国民は、同和対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、同和対策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない（第3条）
- 同和対策事業の目標は、対象地域における
  - 生活環境の改善
  - 社会福祉の増進
  - 産業の振興
  - 職業の安定
  - 教育の充実
  - 人権擁護活動の強化等
 を図ることによって、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにあるものとする（第5条）

## 同和問題を解決するための法律

1961	● 同和対策審議会設置
1965	● 同和対策審議会答申
1969	● 同和対策事業特別措置法
1982	● 地域改善対策特別措置法
1987	● 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
1996	● 人権擁護施策推進法
1997	● 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 ● 人権教育のための国連10年国内行動計画発表
2000	● 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
2002	● 人権教育・啓発に関する基本計画の策定



# 差別をなくす取組のなかで

同和問題を解決しようとする様々な取組が、わたしたちの身近な暮らしの中の人権の擁護に深く結びついています。取組を進めるうえで何より大切なのは、わたしたち市民一人ひとりが主体的に学習し、行動していくことなのです。

## 戸籍の交付請求の制限

これまで、他人の戸籍を不正に取得し、身元調査に利用するなど悪質な差別事象が各地で発生していました。このことから、現在の法律では、他人の戸籍謄本などの交付請求で不当な目的によることが明らかな時は、市町村長が拒むことができると定めており、不当な手段により交付を受けた場合の罰則がつけられています。また、住民票など閲覧する場合、制限も設けられています。

## 教科書の無償配布

差別により苦しい生活を強いられていた被差別部落の親たちにとって、子どもたちを学校に行かせることは、たいへん困難なことでもありました。本来無償であるはずの義務教育にお金がかかりすぎることから、高知県内の親たちから起こった教科書無償運動は、1964（昭和39）年から、すべての子どもに順次教科書無償を実現させました。このことは、国民全体の幸せと結びついています。

## 就職の機会均等

今から30～40年前までは、採用の時、本人と直接関係のない、家族の学歴、親の職業、経済力などを判断材料にしている企業がたくさんありました。しかし、同和教育の取組が進められる中で、今では、本人の能力や適性以外では選考しないように指導が行われています。高校卒業予定者が就職の際に提出する「全国高等学校統一用紙」は、1996（平成8）年度から本籍・家族・保護者との続き柄の欄が削除されています。2005（平成17）年度から、氏名欄の押印不要、生年月日の欄に「平成」を追加、保護者の氏名欄の削除、志望動機欄の拡大、「所属クラブ等」を「校内外の諸活動」に変更するなど、より本人の能力や適性を生かせるものになりました。また、1999（平成11）年4月1日から、「男女雇用機会均等法」「労働基準法」および「育児・介護休業法」が改正され、「男性のみ」「女性のみ」の求人が禁止されました。同年6月23日には、「男女共同参画社会基本法」も成立し、このことは、男女を問わず、個人が生き生きと仕事ができる社会の実現へとつながっています。

大分市においても、2006（平成18）年10月1日に「大分市男女共同参画推進条例」が制定され、あらゆる分野での活動に男女がともに参加し、責任を担っていく社会が今、求められるようになりました。

◆全国高等学校統一用紙

履 歴 書		取得年月		資格等の名称		
平成 年 月 日現在		写真をはる位置 (30×40mm)				
ふりがな	性別					
氏名						
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)					
ふりがな						
現住所						
ふりがな						
連絡先						
(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)						
学 歴	平成 年 月			高等学校入学		
	平成 年 月					
	平成 年 月					
	平成 年 月					
	平成 年 月					
備考						

(職歴にはいっぺんアルベイトは書かない)

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)

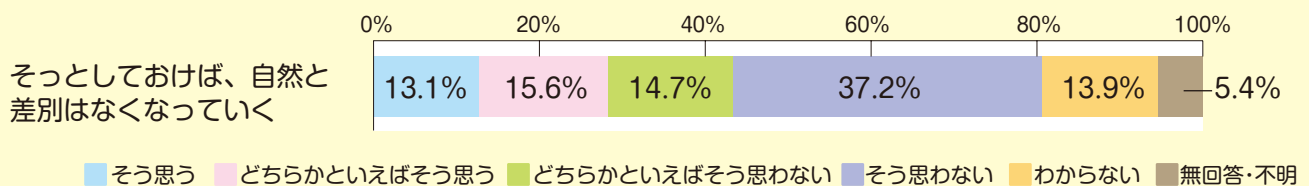
# 同和問題の解決を阻むもの

## 寝た子を起こすな ～そっとしておけば、自然と差別はなくなる～

- 人権問題、同和問題とさわぎすぎるのではないのでしょうか。同和問題、同和地区という言葉を知らない人が多くなっているのに、あらためて説明し知らないで済むことを大きくしているように思います。そっとしておけば次第になくなっていくのではないのでしょうか。
- 同和対策、同和事業といって多くの税金を使うのはやりすぎである。同和地区だけを特別あつかいするから逆に差別がなくなるらないのだと思う。

「人権に関する市民意識調査」の自由記述から

### あなたは、同和問題の解決に向けて、次の意見に対してどう思いますか



2015年度大分市「人権に関する市民意識調査」から

「人権に関する市民意識調査」からも、28.7%の人が「寝た子を起こすな」と思っていることがわかります。「寝た子を起こすな」という考え方は、「今ではもう差別がなくなっている」「何も知らない人に教えたら差別が広がる」「そっとしておけば、自然と差別はなくなる」ということなどが根拠になっています。

しかし、この考え方のもとでは、現在差別されている人は、差別がなくなるまで耐え続けなければならないこととなります。したがって「そっとしておけば、自然と差別はなくなる」という考えは間違っているといわざるをえません。

## エセ同和行為 ～同和問題の悪用～

同和問題に無関係な人が、同和問題を口実に、営利行為を行うことを「エセ同和行為」と言います。同和問題に関する図書の購入や工事の請負、融資などを強要する事例があります。

このような悪質な行為は、同和問題に対する偏見や忌避意識に乗じるものであり、差別意識を植え付け、同和問題の解決を阻むもの以外のなにものでもありません。

こうした「エセ同和行為」に対応するためには、まず同和問題をきちんと理解することが重要です。

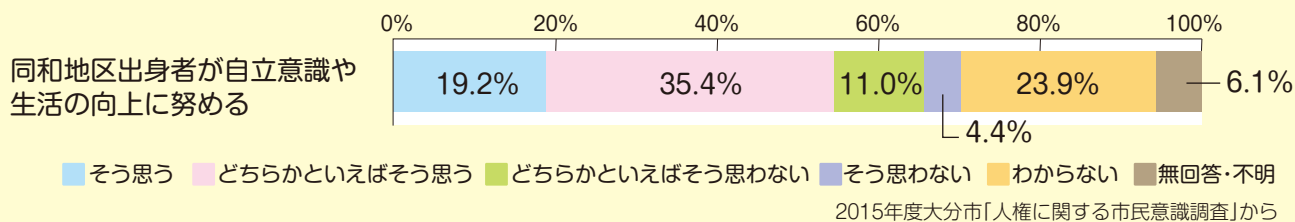
## ～世間にとらわれていませんか～

わたしたちには「みんながしているから」「昔から言っているから」などの理由で事実をきちんと確認せずに、周囲の人の発言をうのみにしてしまったり、「自分だけが反対しても仕方ない」と周囲の行動に流されてしまったりすることはないのでしょうか。このような「世間」に流されたり、気にしたりするわたしたちの生き方が、不合理な差別や偏見を温存・助長している一因だと考えられています。

わたしたちは、誰もが「幸せに暮らしたい」という人間として当たり前の願いを持っています。誰もが自分の願いをかなえることができ「生まれてきてよかった」と言えるように、毎日の生活を見直していくことが、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくしていくことにつながるのです。

# 同和問題の解決に向けて

## あなたは、同和問題の解決に向けて、次の意見に対してどう思いますか



「人権に関する市民意識調査」では、54.6%の人が、同和問題の解決のためには同和地区出身者が差別をされないように自立意識や生活の向上に努めるべきだと考えているようです。

**同和問題はいったい誰の問題で、その解決は誰の課題なのでしょう。**

同和問題が長い間社会の中から排除されいまだに差別されている人たちがいるというわが国固有の人権問題であることを考えたとき、**同和問題は、差別する側の問題であり、解決にむけての取組は、わたしたちみんなの課題であり責任である**と言えるのではないのでしょうか。「何より、差別をする側」にいた場合、自分自身や家族をも差別し不幸にしまうことを考えると、差別は自分自身の問題であることは明らかです。

このような問題の解決には、まず理不尽な

差別に気づくこと（人権感覚）、そして「差別を許さない」ということを行動で示していくことが大切です。気づくためには、差別の歴史や現状を正しく学ぶとともに、差別がどのようにして起きるのかという理由を学んでいくことが必要となります。さらに、そのような学びを広げていくために、相手のことを考えながら意見や気持ちを伝えあえる人間関係をつくっておくことも必要です。

わたしたちは、「やさしく話しかければ、やさしく応える」など、相手の痛みや悲しみ、喜びなどを自分のこととして感じることができます。感じたことを伝え合うことで強い絆で結ばれていきます。そのような絆の輪を広げながら、人権問題について学習し、気づき、差別を許さないという強い気持ちを持ち続けることが、差別をなくしていくことにつながっていくのです。

## 登録型本人通知制度

### 「登録型本人通知制度」を知っていますか？

戸籍謄抄本、住民票の写しは原則本人しか入手することができません。ただし、弁護士、司法書士、行政書士などいわゆる8士業にのみ、「職務上請求」が認められています。この職務上請求用紙を悪用した不正取得が後を断たず、2011（平成23）年、1万件にもおよぶ司法書士らによる不正取得事件が起きました。このような不正請求・取得を防止するための制度が**本人通知制度**です。

この制度は戸籍謄抄本、住民票の写し等を本人の代理人や第三者に交付した場合に事前に登録した人に対して、その交付した事実を通知するものです。2012（平成24）年10月1日から、大分市においてもこの制度が始まっています。

**より多くの人々の登録が本人通知制度を実働化させ、不正取得を未然に防ぐ抑止力になります。**



事前に登録をしておけば（①）、第三者が請求し交付された事実（②）を、本人に通知する（③）ことになり、身に覚えのない交付の事実を知ることができます。